

平成 27 年 10 月 13 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 長嶋 竜弘

## 平成 24 年度陳情第 13 号に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

### 1 件名

陳情第 13 号山稜部市道の土地境界の確定について

### 2 質問の要旨

- ① 平成 24 年 9 月 27 日に市議会本会議にて採択された、陳情第 13 号山稜部市道の土地境界の確定について、の陳情のその後の経過が全く不明であるが、現状どのようになっているのか。
- ② 陳情は採択されているものの、その趣旨に沿って何らかの措置を講じているようには思えないが、それは議会を軽視している事になると思うが副市長はどのように考えているのか。
- ③ 現状土地の境界確定はできていないが、その状態で鎌倉市がハイキングコースとして推奨している事は問題と思うが、副市長はどのように考えているのか。
- ④ 鎌倉市がハイキングコースとして推奨している場所の中で、民有地で転落事故などが起こって人が死傷した場合責任の所在はどうなるのか。
- ⑤ 陳情には境界測量はすでにすんでいると記載されているがそれで間違いはないか。
- ⑥ 鎌倉市の管理区域外のハイキングコースの整備を、市の予算でできない状況だと陳情書に記載されているが、その状況を改善する必要があると思うがいかがか。
- ⑦ このまま放置しないで陳情の要旨にそって早急に境界確定をする事が必要かと思うが副市長はどのように考えているのか。

### 3 答弁を求める者

副市長

### 4 答弁の期限

有（平成 年 月 日まで） ・ ⑧

（理由：

）